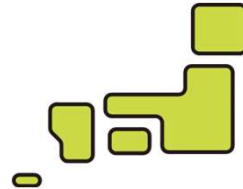




TOPIC

令和8年4月施行「防衛特別法人税」の概要と影響

令和8年4月1日以後に始まる事業年度から、新たな税金「防衛特別法人税」が法人税に上乗せされます。「中小企業にも関係あるの？」と思われるかもしれませんが、課税所得が一定金額以上の法人は対象となりますので、ポイントを押さえておきましょう。



■ 防衛特別法人税とは

防衛特別法人税は、防衛力強化の財源として新たに設けられた付加税です。法人税の申告・納付と同じタイミングで納付します。

計算式は以下の通りで、とてもシンプルです。

$$(\text{基準法人税額} - 500\text{万円}) \times 4\%$$

※「基準法人税額」とは、税額控除などを適用する前の法人税額のことです。基準法人税額から差し引かれる500万円の基礎控除は、中小法人等の負担軽減を目的として設けられています。

■ 対象となる事業者

防衛特別法人税は、すべての会社に課されるわけではありません。中小法人等（資本金1億円以下など一定の要件を満たす中小法人）の場合、課税所得に換算するとおおよそ2,400万円がボーダーラインです。

参考までに、中小法人等の課税所得別の防衛特別法人税額の目安は以下の通りです。

※所得800万円以下：15%、超：23.2%にて試算

課税所得	基準法人税額	防衛特別法人税額
2,000万円	約398万円	0円 (控除内)
3,000万円	約630万円	約5.2万円
5,000万円	約1,094万円	約23.8万円

■ 実務上のポイント

防衛特別法人税の新設により、法人税の実質的な負担率が上がりますので、以下の点は早めに確認しておきましょう。

- ・ 納税計画に防衛特別法人税を織り込んでいるか
- ・ 納税資金の準備に漏れはないか

特に、業績が伸びている会社にとっては、思った以上の税負担増になることもあります。なるべく早い段階で、今期の見込み納税額を確認しておくで安心でしょう。

■ よくあるQ&A

Q うちの3月決算だけど、今期からかかる？

A 令和8年4月1日以後に始まる事業年度から対象のため、令和9年3月期（今期）が最初の対象年度になります。

Q 赤字の会社にもかかる？

A かかりません。基準法人税額（税額控除適用前の法人税額）が500万円以下であれば防衛特別法人税は発生しません。

Q この税金はずっと続くの？

A 今のところ期限の定めがないため、恒久的な制度として運用される見込みです。

